

# 第18回足立区選挙管理委員会定例会

1. 日 時 令和7年9月16日(火) 午前10時
  2. 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
  3. 議 案 第48号議案 在外選挙人名簿の登録について  
第49号議案 令和8年裁判員候補者予定者の選定について  
第50号議案 令和8年検察審査員候補者予定者の選定について
  4. 報 告 報告第38号 他区の投票済証について  
報告第39号 会議等の日程について
  5. その他
- 

第48号議案 在外選挙人名簿の登録について

資料1～2ページ

第49号議案 令和8年裁判員候補者予定者の選定について

資料3～7ページ

第50号議案 令和8年検察審査員候補者予定者の選定について

資料8～17ページ

報告第38号 他区の投票済証について

資料18ページ

報告第39号 会議等の日程について

資料21ページ

#### 第48号議案 在外選挙人名簿の登録について

選挙人から在外選挙人名簿への登録申請を受けたので登録を行う。

| 事 項                |               | 男   | 女   | 計   |
|--------------------|---------------|-----|-----|-----|
| 9月1日現在の登録者数        |               | 204 | 291 | 495 |
| 9月2日から9月16日までの抹消者数 |               | 0   | 0   | 0   |
| 登録者数※1             | 最終住所によるもの     | 0   | 0   | 0   |
|                    | 本 籍 に よ る も の | 0   | 0   | 0   |
| 登録移転者数※2           |               | 1   | 2   | 3   |
| 9月16日現在の登録者数       |               | 205 | 293 | 498 |

※1 海外に住んでいる選挙人（元々日本に住んでいて選挙人名簿に登録されていた方）が、現在の住まいを管轄する在外公館（いわゆる大使館または領事館のこと）の窓口で行う申請により登録されたもの。

※2 最終住所地（国外に出国する直前に有している住所地）の区市町村の選挙管理委員会に対して、国外転出届を提出した時から当該国外転出届に記載された転出予定日までの期間に申請し、選挙人名簿から在外選挙人名簿に登録を移したものの。

登録の移転：アメリカ合衆国2名、中華人民共和国1名

第48号議案資料

(参考) 国別・男女別在外選挙人名簿登録者数

令和7年9月16日現在

| 国名等      | 男   | 女   | 男女計 |
|----------|-----|-----|-----|
| アメリカ合衆国  | 42  | 77  | 119 |
| ドイツ      | 10  | 28  | 38  |
| 大韓民国     | 4   | 26  | 30  |
| 中華人民共和国  | 12  | 14  | 26  |
| 英国(イギリス) | 8   | 15  | 23  |
| オーストラリア  | 7   | 16  | 23  |
| タイ       | 12  | 9   | 21  |
| フランス     | 8   | 12  | 20  |
| シンガポール   | 10  | 9   | 19  |
| ブラジル     | 10  | 6   | 16  |
| カナダ      | 1   | 15  | 16  |
| 台湾       | 9   | 4   | 13  |
| フィリピン    | 7   | 1   | 8   |
| ベトナム     | 6   | 2   | 8   |
| スイス      | 1   | 7   | 8   |
| オランダ     | 2   | 5   | 7   |
| イタリア     | 1   | 5   | 6   |
| インドネシア   | 3   | 2   | 5   |
| ロシア      | 4   |     | 4   |
| ニュージーランド | 3   | 1   | 4   |
| マレーシア    | 2   | 2   | 4   |
| エクアドル    | 2   | 1   | 3   |
| ガボン      | 2   | 1   | 3   |
| ベルギー     | 2   | 1   | 3   |
| エジプト     | 1   | 2   | 3   |
| スペイン     | 1   | 2   | 3   |
| チュニジア    | 1   | 2   | 3   |
| フィジー     | 2   |     | 2   |
| ブルガリア    | 2   |     | 2   |
| アラブ首長国連邦 | 1   | 1   | 2   |
| アルゼンチン   | 1   | 1   | 2   |
| ウガンダ     | 1   | 1   | 2   |
| オーストリア   | 1   | 1   | 2   |
| スウェーデン   | 1   | 1   | 2   |
| トルコ      | 1   | 1   | 2   |
| パキスタン    | 1   | 1   | 2   |
| パラグアイ    | 1   | 1   | 2   |
| リトアニア    | 1   | 1   | 2   |
| ギリシャ     |     | 2   | 2   |
| スリランカ    |     | 2   | 2   |
| メキシコ     |     | 2   | 2   |
| イスラエル    | 1   |     | 1   |
| ウルグアイ    | 1   |     | 1   |
| オマーン     | 1   |     | 1   |
| カメルーン    | 1   |     | 1   |
| カンボジア    | 1   |     | 1   |
| ギニア      | 1   |     | 1   |
| コートジボワール | 1   |     | 1   |
| コロンビア    | 1   |     | 1   |
| チリ       | 1   |     | 1   |
| バーレーン    | 1   |     | 1   |
| パラオ      | 1   |     | 1   |
| バルバドス    | 1   |     | 1   |
| バングラデシュ  | 1   |     | 1   |
| フィンランド   | 1   |     | 1   |
| ベナン      | 1   |     | 1   |
| マダガスカル   | 1   |     | 1   |
| 南アフリカ共和国 | 1   |     | 1   |
| ミャンマー    | 1   |     | 1   |
| モーリタニア   | 1   |     | 1   |
| モンゴル     | 1   |     | 1   |
| レバノン     | 1   |     | 1   |
| アイルランド   |     | 1   | 1   |
| インド      |     | 1   | 1   |
| エストニア    |     | 1   | 1   |
| カザフスタン   |     | 1   | 1   |
| グアテマラ    |     | 1   | 1   |
| ソロモン     |     | 1   | 1   |
| デンマーク    |     | 1   | 1   |
| ドミニカ共和国  |     | 1   | 1   |
| ポーランド    |     | 1   | 1   |
| ポルトガル    |     | 1   | 1   |
| マラウイ     |     | 1   | 1   |
| マリ       |     | 1   | 1   |
| ヨルダン     |     | 1   | 1   |
|          | 205 | 293 | 498 |

## 第49号議案 令和8年裁判員候補者予定者の選定について

### 1 根拠法令

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第20条、第21条及び第24条  
足立区裁判員候補者予定者選定要領

### 2 足立区の裁判員候補者数

令和7年8月26日付け、東京地方裁判所長より割当てのあった人数の1,210人とする。

### 3 選定の方法

1の根拠法令に基づき、選挙人名簿登録者（有権者）から、くじにより選定する。

(1) 予定者選定のくじは、選挙人名簿管理システムにおける裁判員・検察審査会抽選管理を利用し行う。

(2) 裁判員・検察審査会抽選管理で使用する有権者情報は、令和7年9月1日の定時登録時の選挙人名簿登録者から失権者（公職選挙法第11条若しくは第252条、又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者）をあらかじめ除いたものとする。

(3) くじの作動は委員長又は委員長が指定した者が行う。

(4) 裁判員候補者予定者の決定

ア このくじにより決定された者を裁判員候補者予定者とする。

イ 裁判員候補者予定者名簿の記載順は、裁判員・検察審査会抽選管理によるくじにより表示された順とする。

## 【参考】

### 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（抜粋）

（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）

第二十条 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

第二十一条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表

示がなされている者を除く。)をくじで選定しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。
- 3 裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（裁判員候補者の補充の場合の措置）

第二十四条 地方裁判所は、第二十条第一項の規定により通知をした年の次年において、その年に必要な裁判員候補者を補充する必要があると認めたときは、最高裁判所規則で定めるところにより、速やかに、その補充する裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

- 2 前三条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第二十二条中「第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに」とあるのは「速やかに」と、前条第一項中「した裁判員候補者名簿」とあるのは「追加した裁判員候補者名簿」と、同条第四項ただし書中「送付した年の次年」とあるのは「送付した年」と読み替えるものとする。

## 足立区裁判員候補者予定者選定要領

（趣旨）

第1条 この要領は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）第20条（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）、第21条（裁判員候補者予定者名簿の調製）及び第24条（裁判員候補者の補充の場合の措置）の規定に基づき、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う裁判員候補者予定者（以下「予定者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予定者の選定人数）

第2条 前条の予定者の人数は、裁判員法第20条及び第21条の規定により、東京地方裁判所から割り当てられた候補者の員数である。

（選定の方法）

第3条 予定者選定に関する事務は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）がこれを処理する。

- 2 予定者選定のくじは、足立区選挙名簿管理システムにおける裁判員抽選管理（以下「抽選管理」という。）を利用し行うこととする。
- 3 抽選管理で使用する有権者情報は、毎年9月の定時登録時の選挙人名簿に登録されている者とする。ただし、9月の定時登録時から当該くじを行う日までの間に別に選挙人名簿登録があった場合は、その名簿に登録されている者とする。

4 くじの実施にあたり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を、あらかじめ除かなければならない。

5 抽選管理によるくじの作動は、委員長又は委員長が指定した者が行う。

6 裁判員候補者予定者名簿の記載順は、抽選管理によるくじにより表示された順とする。

（選定録の作成）

第4条 委員長は、別記様式により選定録を作成し、選定のてん末を記録する。

2 選定録は、委員会において1年間これを保存する。

（予定者の補充）

第5条 裁判員法第24条第1項の規定により、候補者を補充する必要があるとして地方裁判所からその員数の割当て通知を受けたときは、上記に準じて予定者を選定する。その選定は、通知を受けたときの最新の選挙人名簿（ただし、同一年度内に既に予定者となった者は除く。）に基づいて行う。

## 足立区裁判員候補者予定者選定録

1 選定日時 令和7年9月16日 時 分

2 選定場所 足立区中央本町一丁目17番1号  
足立区役所 南館6階 選挙管理委員会室

3 選定結果 別途、電子記録媒体に保存したとおり

4 選定者（くじの動作を行った者）

選挙管理委員会委員長

氏 名 \_\_\_\_\_

以上の記録は、事実と相違ありません。

選挙管理委員

氏 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1

足立区選挙管理委員会 御中

足立区長 殿



令和7年8月26日

東京地方裁判所長 後 藤 健

— 裁判員候補者の割当員数等について —

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第20条第1項に基づき、裁判員候補者の員数について、足立区に1,210人を割り当てましたので通知します。また、併せて、裁判員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条第2項に基づいて照会します。

については、9月26日までに裁判員候補者予定者名簿に本籍を付して、当裁判所に送付してください（同法第22条、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）第10条）。

## 第50号議案 令和8年検察審査員候補者予定者の選定について

### 1 根拠法令

検察審査会法第9条及び第10条

同法施行令第4条

足立区検察審査員候補者予定者選定要領

### 2 足立区の検察審査員候補者数

令和7年8月26日付け、東京第一から第六検察審査会事務局長より割当てのあった数（以下のとおり）とする。

東京第一検察審査会 27人

東京第二検察審査会 27人

東京第三検察審査会 27人

東京第四検察審査会 27人

東京第五検察審査会 27人

東京第六検察審査会 27人

合計162人

### 3 選定の方法

1の根拠法令に基づき、選挙人名簿の登録者（有権者）から、くじにより選定する。

(1) 予定者選定のくじは選挙人名簿管理システムにおける裁判員・検察審査会抽選管理を利用し行う。

(2) 裁判員・検察審査会抽選管理で使用する有権者情報は、令和7年9月1日の定時登録時の選挙人名簿登録者から失権者（公職選挙法第11条若しくは第252条、又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者）をあらかじめ除いたものとする。

(3) くじの作動は委員長又は委員長が指定した者が行う。

(4) 検察審査員候補者予定者の決定

ア このくじにより決定された者を各審査会の検察審査員候補者予定者とする。

イ 検察審査員候補者予定者名簿の記載順は、裁判員・検察審査会抽選管理によるくじにより表示された順とする。

### 【参考】

#### 検察審査会法（抜粋）

##### 〔審査員候補者の員数〕

第九条 検察審査会事務局長は、毎年九月一日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

② 検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第一群から第四群までの四群に分け、各群の員数は、それぞれ百人とする。〔審査員候補者の選定〕

第十条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき檢察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

② 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する檢察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした檢察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

③ 檢察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

#### 檢察審査会法施行令（抜粋）

〔候補者の予定者の選定〕

第四条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村を管轄区域とする檢察審査会が二個以上ある場合において、法第十条第一項の規定により候補者の予定者を選定するときは、同一人を二個以上の檢察審査会の候補者の予定者に選定してはならない。

#### 足立区檢察審査員候補者予定者選定要領

（趣旨）

第1条 この要領は、檢察審査会法（昭和23年法律第147号）第9条（檢察審査員候補者の員数の割当て及び通知）及び第10条（檢察審査員候補者予定者名簿の調製）並びに檢察審査会法施行令（昭和23年政令第354号）第4条の規定に基づき、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う檢察審査員候補者予定者（以下「予定者」という。）の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予定者の選定人数）

第2条 前条の予定者の人数は、檢察審査会法第9条及び第10条の規定により、各檢察審査会事務局長からそれぞれ第1群から第4群までに割り当てられた候補者の員数である。

（選定の方法）

第3条 予定者選定に関する事務は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）がこれを処理する。

2 予定者選定のくじは、足立区選挙名簿管理システムにおける檢察審査員抽選管理（以下「抽選管理」という。）を利用し行うこととし、前条に規定された選定人数を檢察審査会ごとに、選挙人名簿登録者の中から選定する。

- 3 抽選管理で使用する有権者情報は、毎年9月の定時登録時の選挙人名簿に登録されている者とする。ただし、9月の定時登録時から当該くじを行う日までの間に別に選挙人名簿登録があった場合は、その名簿に登録されている者とする。
- 4 くじの実施にあたり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を、あらかじめ除かなければならない。
- 5 抽選管理によるくじの作動は、委員長又は委員長が指定した者が行う。
- 6 抽選管理によるくじは、東京第一検察審査会から東京第六検察審査会（以下「各審査会」という。）までを順に行うこととする。
- 7 各審査会の予定者の名簿記載順は、抽選管理によるくじにより表示された順とする。

（選定録の作成）

第4条 委員長は、別記様式により選定録を作成し、選定のおてん末を記録する。

## 足立区検察審査員候補者予定者選定録

1 選定日時 令和7年9月16日 時 分

2 選定場所 足立区中央本町一丁目17番1号  
足立区役所 南館6階 選挙管理委員会室

3 選定結果 別途、電子記録媒体に保存したとおり

4 選定者（くじの動作を行った者）

委員長が指定した者

・ 選挙管理委員会委員長

・ 選挙管理委員会委員長職務代理者

氏 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

・ 選挙管理委員

・ 選挙管理委員

氏 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

以上の記録は、事実と相違ありません。

選挙管理委員会委員長

氏 名 \_\_\_\_\_

選挙管理委員会委員長職務代理者

氏 名 \_\_\_\_\_

選挙管理委員

氏 名 \_\_\_\_\_

選挙管理委員

氏 名 \_\_\_\_\_

令和7年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足 立 区 長 殿

7.8.26

東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について（通知）

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和8年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月26日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください。

記

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 割当員数 | 第1群 | 7人  |
|      | 第2群 | 6人  |
|      | 第3群 | 7人  |
|      | 第4群 | 7人  |
|      | 合 計 | 27人 |

令和7年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足 立 区 長 殿

東京第二検察審査会

(差出人) 東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について (通知)

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和8年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月26日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください(同施行令第15条の2)。

記

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 割当員数 | 第1群 | 7人  |
|      | 第2群 | 6人  |
|      | 第3群 | 7人  |
|      | 第4群 | 7人  |
|      | 合 計 | 27人 |

令和7年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足 立 区 長 殿

東京第三検察審査会

(差出人) 東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について (通知)

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和8年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月26日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください(同施行令第15条の2)。

記

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 割当員数 | 第1群 | 7人  |
|      | 第2群 | 6人  |
|      | 第3群 | 7人  |
|      | 第4群 | 7人  |
|      | 合 計 | 27人 |

令和7年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足立区 長 殿

東京第四検察審査会

(差出人) 東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について (通知)

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和8年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月26日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください(同施行令第15条の2)。

記

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 割当員数 | 第1群 | 7人  |
|      | 第2群 | 6人  |
|      | 第3群 | 7人  |
|      | 第4群 | 7人  |
|      | 合 計 | 27人 |

令和7年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足 立 区 長 殿

東京第五検察審査会

(差出人) 東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について (通知)

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和8年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月26日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください(同施行令第15条の2)。

記

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 割当員数 | 第1群 | 7人  |
|      | 第2群 | 6人  |
|      | 第3群 | 7人  |
|      | 第4群 | 7人  |
|      | 合 計 | 27人 |

令和7年8月26日

足立区選挙管理委員会 御中

足 立 区 長 殿

東京第六検察審査会

(差出人) 東京第一検察審査会事務局長

検察審査員候補者の割当員数等について (通知)

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴区町村に対する令和8年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

なお、検察審査員候補者予定者名簿については、同法第11条に基づく送付期限が10月15日となっていますが、事務処理の都合上9月26日までに上記名簿に本籍を付して、東京第一検察審査会事務局に送付してください(同施行令第15条の2)。

記

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 割当員数 | 第1群 | 7人  |
|      | 第2群 | 6人  |
|      | 第3群 | 7人  |
|      | 第4群 | 7人  |
|      | 合 計 | 27人 |

報告第38号 他区の投票済証について

【千代田区】



【新宿区】



【台東区】



【港区】



【品川区】



【練馬区】



【墨田区】



【江東区】



【荒川区】



【江戸川区】



【文京区】



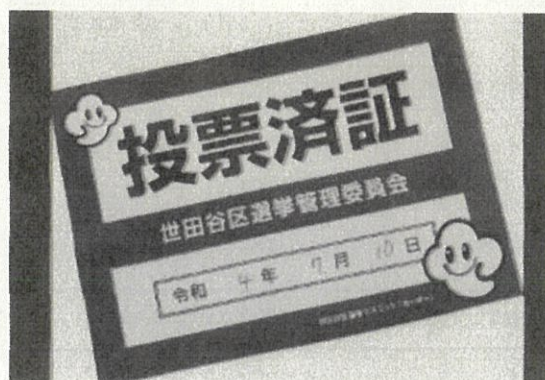
【中野区】



【杉並区】



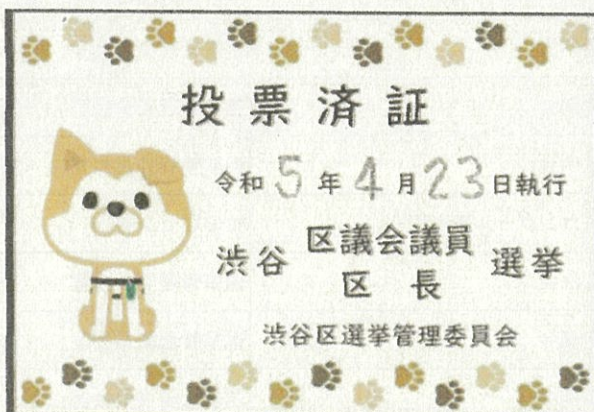
【世田谷区】



【豊島区】



【渋谷区】



## 会議等の日程について

| 月日（曜日）              | 開始時刻                                                    | 事 項                         | 会 場                                           | 出席者 |
|---------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------------|-----|
|                     | 終了予定時刻                                                  |                             |                                               |     |
| 9月16日（火）            | 午前10時                                                   | 第18回定例会                     | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
|                     | 午後1時<br>（委員長室に<br>午後0時30分集合）                            | ポスターコンクール審査会                | 特別会議室                                         |     |
| 10月1日（水）            | 午前10時                                                   | 第19回定例会                     | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
|                     | 午後2時                                                    | 足立区功労者表彰式                   | 庁舎ホール                                         |     |
| 10月2日（木）            | 午後2時                                                    | 明るい選挙推進後期セミナー               | 天空劇場                                          | 全委員 |
| 10月11日（土）<br>12日（日） | 調整中                                                     | あだち区民まつり<br>（A-Festa2025）   | 荒川河川敷<br>（虹の広場）                               |     |
| 10月15日（水）           | 午前10時                                                   | 第20回定例会                     | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
| 10月30日（木）           | 【研修会】<br>午後2時30分～<br>3時30分<br><br>【意見情報交換会】<br>午後5時30分～ | 全国市区選管連合会理事会・研修会            | 【研修会】<br>アクリエ姫路<br><br>【意見情報交換会】<br>ホテルモントレ姫路 | 全委員 |
| 11月4日（火）            | 午前10時                                                   | 第21回定例会                     | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
| 11月8日（土）<br>9日（日）   | 調整中                                                     | 文教大学「華叉祭」                   | 文教大学                                          |     |
| 11月17日（月）           | 午前10時                                                   | 第22回定例会                     | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
| 11月21日（金）           | 午後3時30分                                                 | 職員永年勤続功労者感謝状贈呈式             | 庁舎ホール                                         | 全委員 |
| 12月1日（月）            | 午前10時                                                   | 第23回定例会                     | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
| 12月15日（月）           | 午前10時                                                   | 第24回定例会                     | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
| 12月16日（火）           | 午後2時                                                    | 全選連東京支部・特選連共催<br>委員・局長合同研修会 | 赤坂区民センター                                      | 全委員 |
| 12月18日（木）           | 午後3時15分                                                 | 東京都選挙事務運営協議会総会              | 文京区民センター                                      | 委員長 |
| 1月5日（月）             | 午前10時00分<br>（委員長室に<br>午前9時45分集合）                        | 仕事始め式                       | 庁舎ホール                                         | 全委員 |
|                     | 午前10時50分                                                | 事務局仕事始め式                    | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
|                     | 午前11時                                                   | 第1回定例会                      | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
| 1月15日（木）            | 午前10時                                                   | 第2回定例会                      | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
| 2月2日（月）             | 午前10時                                                   | 第3回定例会                      | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
| 2月7日（土）             | 午後2時                                                    | ポスターコンクール表彰式                | 竹の塚センター                                       | 全委員 |
| 2月16日（月）            | 午前10時                                                   | 第4回定例会                      | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
| 3月2日（月）             | 午前10時                                                   | 第5回定例会                      | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
| 3月16日（月）            | 午前10時                                                   | 第6回定例会                      | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |
| 3月20日（金）            | 調整中                                                     | 学生団体TEIGEN JP<br>「モギ区長選挙」   | 選挙管理委員会室                                      | 全委員 |

※定例会・臨時会は、開始30分前までに委員長室にお集まりください。

※日程は変更や追加になる場合がございますので、ご了承ください。